

長野県ソフトテニス連盟 規約

（名称）

第1条 本連盟は長野県ソフトテニス連盟と称す。（以下、「本連盟」という。）

（目的）

第2条 本連盟は、本県のソフトテニス競技の統一組織としてソフトテニスの普及・振興をはかり、ひいては県民の心身の健全な発達、人格の向上に寄与することを目的とする。

（組織及び会員）

第3条 本連盟の加盟団体は、本県各支部、高体連、中体連及び小体連をもって組織する。

2 会員は前項に所属する個人とする。

（加盟資格及び会員登録）

第4条 本連盟の事業活動等に参加のため、加盟を希望する団体については、別に定める資格審査会で審査し、理事会の議決を経て評議員会において承認を得るものとする。

2 本連盟に加盟した団体の会員は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟の会員として登録をしなければならない。

ただし、本連盟の事業活動等に参加しない場合はこの限りではない。

（事務所）

第5条 本連盟の主たる事務所は理事長宅に置く。

（事業）

第6条 本連盟は目的達成のため、公益財団法人日本ソフトテニス連盟、公益財団法人長野県スポーツ協会に加盟し、次の事業を行う。

- （1）ソフトテニスの振興、普及、指導、奨励並びに指導者の育成
- （2）ソフトテニス大会の起案及び実施
- （3）ソフトテニスに関する調査、研究
- （4）ソフトテニス施設の普及改善並びに助成
- （5）他競技団体との連絡協調
- （6）その他、本連盟の目的達成に必要な事業

（役員）

第7条 本連盟に次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 各地区連絡協議会から1名

- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 各地区連絡協議会、小・中・高体連から 1 名
- (5) 理事 6 5 名以内
- (6) 監事 3 名

第 8 条 会長、副会長、理事長、理事及び監事は評議員会において、これを承認する。

第 9 条 本連盟の役員の選出は次によるものとする。

- (1) 会長は副会長及び副会長の選出による選考委員会を設け、選任を行う。
- (2) 監事は東北信地区から 1 名、中南信地区から 1 名、その他連盟が必要と認める者 1 名を選出する。
- (3) 副理事長以外の理事は、別に定める各加盟団体等から会長が選任する。
- (4) 理事長は、副理事長及び理事の中から互選により選出する。

第 10 条 役員の任期はいずれも 2 年とし、補欠・増員の選任者の場合はその役員の残任期間とする。

(役員の職務)

第 11 条 役員はそれぞれ職務を分掌し、その職務は別紙「本連盟役員職務規程」によるものとする。

- 2 職務を円滑に遂行するため、適切な組織編成を行い、本連盟の執行に努めるものとする。
- 3 前各項における執行にあたり、必要に応じ役員以外の本連盟の会員を充てることができる。
- 4 委員会は、本連盟の職務等の規程に定めるもののほか、必要に応じ評議員会の承認を得て置くことができる。

第 12 条 監事は本連盟の経理、資産並びに業務執行の監査にあたる。

- 2 監事は不正及び不適切な行為等が認められる場合は、評議員会及び倫理委員会に報告しなければならない。

(評議員)

第 13 条 評議員は各加盟団体等の推薦により選出する。その任期は役員の任期に準ずるものとする。

- 2 評議員は別に定める数によるものとする。

(会議)

第 14 条 会議は評議員会及び理事会とし、評議員会は評議員で、理事会は理事をもって組織する。

なお、会議はすべて委任状を含む過半数をもって成立するものとする。

第15条 評議員会は定例及び臨時とし、定例評議員会は会計年度終了後3か月以内、臨時評議員会は必要に応じ会長が招集し議長となり、役員の選任、事業並びに予算・決算の承認及び規約の改定等その他重要案件を審議し、決議する。

第16条 理事会は必要に応じ会長又は理事長が招集し、業務の執行その他につき、会長又は理事長が議長となってこれを審議する。

第17条 本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び健康管理者をおくことができる。名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び健康管理者は会長が委嘱し、評議員会の承認を得るものとする。名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び健康管理者は、必要に応じそれぞれの会議に出席を求めることができる。

(財務)

第18条 本連盟の資産は資金管理委員会が管理する。

第19条 本連盟の負担金及び加盟金は、評議員会の決議により、これを定める。

第20条 本連盟の経費は負担金、加盟金、補助金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第21条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会務運営)

第22条 本連盟は会務運営のため、事務局を設けることができる。

事務局の職員は会長が任命し、職員に関する事項は別に定める。

(資格の喪失及び除名等の処分)

第23条 本連盟は、加盟団体及び会員が次の各号に該当する場合は加盟資格を喪失する。

(1) 脱会の申出があった場合。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 会員が死亡したとき。

2 本連盟は、次の各号に該当する場合は、倫理審査会で審査し、評議員会の決議によって除名等の処分をすることができる。

なお、除名等に関する処分内容については倫理委員会規程で定める事項に基づき適正に対処するものとする。

(1) 本連盟の名誉を著しく毀損したとき。

(2) 本連盟の運営を著しく妨げたとき。

(3) 不正及び不適切な行為等が認められる場合。

3 そのほか、会長が必要と認めた場合を含むものとする。

(決議)

第24条 本連盟の評議員会及び理事会の決議は、委任状を含めて出席者の過半数の同意を持って成立するものとする。

第25条 本規約施行に必要な規程等は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

附 則

本規約は、昭和21年5月1日制定、即日施行する。

昭和30年3月6日改正

昭和32年3月24日改正

昭和33年2月23日改正

昭和48年3月25日改正

昭和50年2月16日改正

昭和51年2月15日改正

昭和53年2月12日改正

昭和54年2月12日改正

昭和55年2月17日改正

昭和57年2月7日改正

昭和58年2月6日改正

平成元年2月25日改正

平成3年2月16日改正

平成6年4月1日改正

平成7年2月18日改正

平成9年2月8日改正

平成10年3月7日改正

平成11年2月13日改正

平成25年2月23日改正

平成30年2月17日改正

令和7年3月16日改正

令和7年6月10日改正